

令和7年 第2回臨時会

屋久島町議会議録

令和7年5月2日 開会

令和7年5月2日 閉会

令和7年
第二回臨時会

屋久島町議会議録

屋久島町議会

令和7年第2回屋久島町議会臨時会会期日程

自5月2日・至5月2日（1日間）

月	日	曜	会議別	日	程	
5	月	2	日	金	本会議	○開 会

令和7年第2回屋久島町議会臨時会

第 1 日

令和7年5月2日

令和7年第2回屋久島町議会臨時会議事日程（第1号）

令和7年5月2日（金曜日）午前10時開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 承認第2号 屋久島町税条例の一部改正に伴う専決処分事項報告承認について
- 日程第5 承認第3号 令和6年度屋久島町一般会計補正予算（第12号）の専決処分事項報告承認について
- 日程第6 承認第4号 令和6年度屋久島町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）の専決処分事項報告承認について
- 日程第7 承認第5号 令和6年度屋久島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第6号）の専決処分事項報告承認について
- 日程第8 承認第6号 令和6年度屋久島町診療所事業特別会計補正予算（第4号）の専決処分事項報告承認について
- 日程第9 議案第39号 令和7年度屋久島町一般会計補正予算（第1号）について

○閉会の宣告

1. 本日の会議に付した事件

○議事日程のとおり

1. 出席議員（16名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	渡邊 浩	2番	内田 正喜
3番	小脇 淳智郎	4番	中馬 慎一郎
5番	眞邊 真紀	6番	相良 健一郎
7番	岩山 鶴美	8番	渡邊 千護
9番	榎 光徳	10番	緒方 健太
11番	高橋 義友	12番	日高 好作
13番	岩川 俊広	14番	渡邊 博之
15番	大角 利成	16番	石田尾 茂樹

1. 欠席議員（0名）

1. 出席事務局職員

議会事務局長	中村 一久	議事調査係長	岩川 さほり
議事調査係	若松 直樹		

1. 地方自治法第121条の規定による出席者

職名	氏名	職名	氏名
町長	荒木 耕治	教育長	石田尾 行徳
副町長	岩川 茂隆	会計課長 兼会計管理者	日高 雅和
総務課長（併任） 選挙管理委員会事務局長	三角 謙二	政策推進課長	木原 幸治
観光まちづくり課長	有馬 照幸	町民課長 兼地域住民課長	若松 恵利子
福祉支援課長 兼福祉事務所長	日高 孝之	健康長寿課長	泊 裕一郎
生活環境課長	泊 竜二	産業振興課長	松田 賢一
建設課長	内田 剛	電気課長	内田 康法
教育総務課長	泊 光秀	社会教育課長	佐々木 修
監査委員事務局長	中村 一久	総務課参事	白濱 秀記
建設課参事	計屋 正人		

△ 開 議 午前10時00分

○議長（石田尾茂樹）

おはようございます。

ただいまから、令和7年第2回屋久島町議会臨時会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

△ 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（石田尾茂樹）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、12番、日高好作議員、13番、岩川俊広議員を指名します。

△ 日程第2 会期の決定

○議長（石田尾茂樹）

日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日間としたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹）

異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日間と決定いたします。

△ 日程第3 諸般の報告

○議長（石田尾茂樹）

日程第3、諸般の報告を行います。

閉会中の事項につきましては、別紙で配付してありますので、口頭報告を省略いたします。

△ 日程第4 承認第2号 屋久島町税条例の一部改正に伴う専決処分事項報告承認について

△ 日程第5 承認第3号 令和6年度屋久島町一般会計補正予算（第12号）の専決処分事項報告承認について

△ 日程第6 承認第4号 令和6年度屋久島町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）の専決処

分事項報告承認について

△ 日程第 7 承認第 5 号 令和 6 年度屋久島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 6 号）の専決処分事項報告承認について

△ 日程第 8 承認第 6 号 令和 6 年度屋久島町診療所事業特別会計補正予算（第 4 号）の専決処分事項報告承認について

○議長（石田尾茂樹）

日程第 4、承認第 2 号、屋久島町税条例の一部改正に伴う専決処分事項報告承認についてから、日程第 8、承認第 6 号、令和 6 年度屋久島町診療所事業特別会計補正予算（第 4 号）の専決処分事項報告承認についてまでの 5 件を一括議題とします。

町長に提案理由の説明を求めます。

○町長（荒木耕治）

おはようございます。

令和 7 年第 2 回屋久島町議会臨時会に提案いたしております案件につきまして御説明申し上げます。

今回、提案しております案件は、承認案 5 件、補正予算案 1 件の計 6 件でございます。それでは、議事日程に従いまして御説明申し上げます。

まず、承認第 2 号、屋久島町税条例の一部改正に伴う専決処分事項報告承認につきましては、地方税法等の一部を改正する法律等の公布に伴い、令和 7 年度の課税のため、屋久島町税条例の一部を早急に改正する必要があったことから、令和 7 年 3 月 31 日付で専決処分いたしましたので、これを報告し、承認を求めるものであります。

次に、承認第 3 号、令和 6 年度屋久島町一般会計補正予算（第 12 号）の専決処分事項報告承認につきましては、歳入において地方交付税、各種交付金等が確定し、国、県支出金の額に変更があったため、歳出においては、総務費では、屋久島だいすき基金積立金の増額、公共施設整備基金積立金の減額及び特定財源と一般財源の組替えを、民生費では国民健康保険特別会計繰出金の減額及び財源組替えを、衛生費では診療所事業特別会計繰出金、世界自然遺産屋久島山岳部環境保全基金積立金の増額及び財源組替えなどを、農林水産業費では、未来につなぐ森林づくり基金積立金の減額及び財源組替えを、商工費、土木費、消防費、教育費、災害復旧費では、財源の組替えの事業費調整のため、歳入歳出それぞれ 2,899 万 1,000 円を減額し、予算の総額を 137 億 5,222 万 2,000 円とする予算措置に併せ、屋久島町移住定住ガイドブック増刷事業の繰越明許費の補正、地方債限度額の補正の事務手続に緊急を要したことから、令和 7 年 3 月 31 日付で専決処分いたしましたので、これを報告し、承認を求めるものであります。

次に、承認第4号、令和6年度屋久島町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）の専決処分事項報告承認につきましては、令和2年度口永良部島簡易水道事業補助金返還住民訴訟に係る損害賠償金等が確定したことにより、歳入において、一般会計繰入金の減額、弁償金、違約金及び返納利息の増額を。歳出においては、一般会計繰出金の増額による事業費調整のため、歳入歳出それぞれ135万3,000円を追加し、予算の総額を2,074万9,000円とする予算措置に緊急を要したことから、令和7年3月31日付で専決処分いたしましたので、これを報告し、承認を求めるものであります。

次に、承認第5号、令和6年度屋久島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第6号）の専決処分事項報告承認につきましては、県支出金の確定に伴う事業費調整のため、歳入歳出それぞれ1億33万6,000円を減額し、予算の総額を19億6,693万7,000円とする予算措置に緊急を要したことから、令和7年3月31日付で専決処分いたしましたので、これを報告し、承認を求めるものであります。

次に、承認第6号、令和6年度屋久島町診療所事業特別会計補正予算（第4号）の専決処分事項報告承認につきましては、県支出金の確定に伴う事業費調整のため、予算の総額を変更せず、財源組替え等を行う予算措置に緊急を要したことから、令和7年3月31日付で専決処分いたしましたので、これを報告し、承認を求めるものであります。

以上で説明を終わります。御審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（石田尾茂樹）

これより、承認第2号から承認第6号までの5件に対し、総括質疑を行います。質疑はありませんか。

○5番（真邊真紀）

10ページになります。屋久島町税条例の一部改正のところで、改正前が第18条、その書面を掲示上に掲示して行うものとするってというようなことで、現行では掲示板に一定期間貼り出すということなんですけれども、改正後は、電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態におく措置を取ることによってするものとする、掲示板に掲示をしつつ、かつ電子計算機の映像面に表示したものを閲覧することができるのか、どちらかの状態で、掲示しない場合もあるのかどうかということをお伺いしたいんですけれども。

○議長（石田尾茂樹）

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

○町民課長兼地域住民課長（若松恵利子）

第18条の公示送達に関わる件につきましては、インターネットを用いる方法の定義を示した省令改正に伴いまして、追加として改正しております。ちょっと私も詳しく電子

だけになるのかどうかというところを、まだ少し勉強不足で答えられないところなので、また改めて勉強して答えたいと思います。

○5番（眞邊真紀）

普段、この公示送達で掲示する場合、恐らく2週間とかという期限だと思うんですね。これが電子で映像面に表示したものへ閲覧することができる状態におく措置を取ることが、期間として書面を公示する場合と同じ、掲示する場合と同じ期間なのかというところは分からないですかね。

○町民課長兼地域住民課長（若松恵利子）

今、まだその期間においても、少し勉強不足で答えることができません。また改めてお答えできるように、少しお勉強したいと思います。

○議長（石田尾茂樹）

よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

○15番（大角利成）

承認第3号、令和6年度一般会計補正予算（第12号）の専決処分について、2点お尋ねをいたします。

34ページ、地方交付税、今回大変ありがたいことで、2億1,400万円ほど増額となっておりますが、今回のこの増の要因は何というふうに考えているのか、分かる範囲でお示しをいただきたいと思います。

それから、34ページと35ページのところで、国庫支出金と県支出金の中で、地域子ども・子育て支援交付金についてお尋ねいたします。国庫のほうで9,300万円強、県費で1,100万円強減額になっております。これらのことを受けまして、40ページの支出のほうで、款の3ですが民生費の児童措置費です。国、県支出金の減に伴って、一般財源との財源の組替えがなされていますが、内容を詳しく教えていただきたいと思います。

以上です。

○議長（石田尾茂樹）

ただいまの質疑に対し、答弁を求めます。

○政策推進課長（木原幸治）

まず始めは、34ページの地方交付税の増額の要因につきましてではありますが、こちらの特別交付税が3月交付分で確定したことによりまして、予算計上したものと実際に交付されたものを、整合を取るために増額補正をさせていただいております。ちなみに特別交付税の年間の交付額は5億7,503万3,000円となりました。こちらは昨年度に比べまして1億3,260万1,000円増加をしております。こちらの要望といたしましては、フェリー屋久島2欠航に伴う代替措置の予算計上分1億7,340万円と昨年度の15号台風に関わる災害復旧事業費1億3,600万円、この合計を追加で要望しておりましたので、その

部分を増額を対応していただいているというふうにしております。私どもといたしましては、フェリー屋久島2の代替措置の部分を、予算計上の段階で特別交付税を措置をしていただいたというふうに考えているところです。

以上です。

○福祉支援課長兼福祉事務所長（日高孝之）

先ほどの質問にお答えします。

子どものための教育・保育給付事業、この9,300万円余りの減額と県費の4,000万円余りの減額については、これはそれぞれ国庫負担金と県負担金の交付決定によるものと、それと実は人件費をこれは4月に遡って引き上げます公定価格の増額分と運営費の不足分を見込むんですけども、その際に算定を少し誤りまして、歳入を若干多く見積もってしまいましたので、今回そのために減額をしようとするものであります。それとその歳出の財源組換えについては、今回最終補正ということで、国庫支出金、地方債、だいき基金等を調整したということで、財政上の理由での財源組換えになったんだろうというふうには思っております。

以上です。

○15番（大角利成）

まず、特別交付税の件ですが、私自身もそのような期待を少ししておりましたが、今回の今の答弁で、私が思っていたとおりフェリー屋久島2の関係、それから台風の関係ということで、町長はじめ事務局側で頑張っていたいただいた賜物かなと思って、この件については敬意を表したいと思います。

今、その地域子ども・子育て支援交付金の関係ですが、再度確認します。事業等は予定どおり実施されて、計画どおり行われて、財源の国、県の支出金等は減ったので、その分を一般財源のほうで補ったということによろしいのでしょうか。額が大きかったんで、減額の、できれば町長の提案理由の説明の中で言っていただければ理解できたところですけども、予定どおり事業は実施をして、そして財源の組替えだけだったということによろしいのでしょうか。再度お尋ねいたします。

○福祉支援課長兼福祉事務所長（日高孝之）

そのとおりでありまして、事業は、これは各保育園、こども園等の運営費になりますので、事業というのは予定どおりできております。事業はできているんですけども、不足分を見込むときに歳入のほうを、算定の計算方法をちょっと間違いまして、多く見込んでしまったものですから、その分を減額するというので、この分については、最終的には7年度で実績に基づいて精算をするということになります。

以上です。

○議長（石田尾茂樹）

ほかに質疑ありませんか。

○14番（渡邊博之）

歳入の中で、ちょっと大きな金額でお聞きをしたいというふうに思っておりますが、一つは地方消費税交付金3,100万円の増ですけれども、この消費税の交付というのは、何か月を区切って出るものなのかどうか、予算総額が22億7,600万円に今度3,000万円という、この辺の説明をしていただけたらと思います。

それからもう一つは、先ほども触れました特別交付金、特交ですけれども、本当に町長が災害級だというふうに国に申し入れまして、担当課も本当に頑張ったということでは同僚議員と同じような気持ちで大変喜ばしいし、努力を高く評価したいと思います。ですが、例えばそうなるのはありませんが、今後また同じような状況になったときに、この特別交付金というものが、国がやはり見てくれるのかどうか、その可能性、認識としてはどういうふうにお持ちか、その2点を聞きたいと思います。

○議長（石田尾茂樹）

ただいまの質疑に対し、答弁を求めます。

○政策推進課長（木原幸治）

まず、34ページの地方消費税交付金につきましては、交付時期が6月、9月、3月と定期的に交付されているところです。こちらの地方消費税を消費相当額に応じて、鹿児島県が交付をするというものになっておりまして、鹿児島県が代行して調整したものを交付していただくものです。その調整については、国のほうで算定をさせていただいて、予算と差額分の実績の差額分を今回補正をさせていただいているところです。

また、特別交付税の交付についてですけれども、やはり特別交付税、特別事情に応じた事業だということで、必ずしも要望したからといって、特別交付税で措置されるという確約はないものと認識をしております。まずそういうことがないように、当然ながら再発防止策を国や船会社のほうに要望するとともに、また同じような事象については、町長は以前からお話をしているとおりに、ほかの地域でも起こり得る事例だということで、海上運送法や離島振興法の事業等によって、こういったことがあった場合の措置について、要望活動を今年度はやるということで、現在、全国離島振興協議会や種子島振興協議会のほうで一緒に協力をいただいて、国に対して要望活動をしていこうという取組を行っているところです。

○議長（石田尾茂樹）

ほかに質疑はありませんか。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、ただいま議題になっております承認第2号から承認第6号までの5件については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略することについて採決します。

お諮りします。

承認第2号から承認第6号までの5件については、委員会の付託を省略することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹）

異議なしと認めます。したがって、承認第2号から承認第6号までの5件は、委員会の付託を省略することに決定しました。

これから、1件ずつ討論、採決を行います。

承認第2号、屋久島町税条例の一部改正に伴う専決処分事項報告承認について討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、承認第2号、屋久島町税条例の一部改正に伴う専決処分事項報告承認についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹）

異議なしと認めます。したがって、本件は承認することに決定しました。

次に、承認第3号、令和6年度屋久島町一般会計補正予算（第12号）の専決処分事項報告承認について討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、承認第3号、令和6年度屋久島町一般会計補正予算（第12号）の専決処分事項報告承認についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹）

異議なしと認めます。したがって、本件は承認することに決定しました。

次に、承認第4号、令和6年度屋久島町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）の専決処分事項報告承認について討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、承認第4号、令和6年度屋久島町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）の専決処分事項報告承認についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹）

異議なしと認めます。したがって、本件は承認することに決定しました。

次に、承認第5号、令和6年度屋久島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第6号）の専決処分事項報告承認について討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、承認第5号、令和6年度屋久島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第6号）の専決処分事項報告承認についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹）

異議なしと認めます。したがって、本件は承認することに決定しました。

次に、承認第6号、令和6年度屋久島町診療所事業特別会計補正予算（第4号）の専決処分事項報告承認について討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、承認第6号、令和6年度屋久島町診療所事業特別会計補正予算（第4号）の専決処分事項報告承認についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹）

異議なしと認めます。したがって、本件は承認することに決定しました。

△ 日程第 9 議案第39号 令和 7 年度屋久島町一般会計補正予算（第 1 号）について

○議長（石田尾茂樹）

日程第 9、議案第39号、令和 7 年度屋久島町一般会計補正予算（第 1 号）についてを議題とします。

町長に提案理由の説明を求めます。

○町長（荒木耕治）

続きまして、議案第39号につきまして御説明いたします。

議案第39号、令和 7 年度屋久島町一般会計補正予算（第 1 号）につきましては、平成 27年の口永良部島の噴火及びその後の豪雨並びに本年 3 月に発生した屋久島南部における豪雨による災害復旧に伴う予算措置のため、歳入において、公共土木施設災害復旧費負担金財政調整基金繰入金の増額に対し、歳出において、各種工事請負費等の増額を計上し、歳入歳出それぞれ 3 億 3,993 万 5,000 円を追加し、予算の総額を 119 億 6,193 万 5,000 円とするものであります。

以上で説明を終わります。御審議の上、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（石田尾茂樹）

これより質疑を行います。質疑はありますか。

○ 5 番（眞邊真紀）

71 ページ、公共土木施設災害復旧費の工事請負費が 6,200 万円、本村、向江浜道路災害の 1 工区と麦生循環線 2 号支線道路災害、この金額の内訳を教えてください。

○議長（石田尾茂樹）

ただいまの質疑に対し、答弁を求めます。

○建設課長（内田 剛）

ただいまの御質問にお答えいたします。

本村、向江浜道路の災害 1 工区の分が 5,200 万円、それから麦生循環線 2 号支線の道路災害が 1,000 万円ということで計上してございます。

○議長（石田尾茂樹）

ほかに質疑ありませんか。

○ 14 番（渡邊博之）

災害復旧の少し中身についてお聞きしたいんですけども、大変本当にひどい状況があって、その中で農地の土砂が川へ流れてしまって、そしてごっそりと土が流れ出しているんですけども、こういう農地に対する復旧というのは、この予算の中の事業の中に入っているのか、それともやるとしたら単独なのか、その辺をちょっとお聞きかせたい。

○建設課参事（計屋正人）

今回の補正予算には、議員がおっしゃる農地関係の災害予算というのは計上をしてございません。

議員が思っいらっしゃる部分につきましては、災害というような形の対応には公共災害、いわゆる補助金を受けてというような形にはならないものというふうに考えております。したがってその対応をすとなれば、需用費等の手当になるかなというふうに考えております。

以上です。

○14番（渡邊博之）

今までもそういう事例はあったと思うんですけども、その辺はどう対応してきているのでしょうか。過去の実績対応の在り方、どういうふうにやってきたかもちょっとお知らせください。

○建設課参事（計屋正人）

当然災害が起こる原因、台風であったり大雨であったりといったところがございます。当然台風等で広域にわたるといった場合には、私どもの職員だけでは対応できませんので、各地区の区長さんから報告を受けて、その都度すぐに確認をいたします。大体2週間という中で第一報を打たなければ、公共災害というようなルールに乗ってこない、補助の対象にはなかなかないというのがありますので、当然大きな農地等の災害であれば、すぐに区長さん等から報告を受けて確認をして、ざっくり実測をした上で対応するという形になります。公共災害、大きな災害にならないものにつきましては、当然町のほうの小規模災害というような形で、需用費等でその都度対応をしているというのが実情でございます。

以上です。

○議長（石田尾茂樹）

ほかに。博之議員、すいません、議案に関連してはもう御遠慮ください。どうぞ。もう一回やるんですか。

○14番（渡邊博之）

いいです。後で。

○議長（石田尾茂樹）

ほかに。

○9番（榎 光徳）

ただいま議題になっております、この71ページの工事請負費ですが、今回、道路災害と河川災害というようなことで上程をされているわけですがけれども、御存じのように、口永良部の大災害のことでこういうふうにして、言わば一周道路は寸断をされていて相当久しくなるわけですがけれども、今回のこの工事において、工事そのものは全て完工して、一周道路が通れるようになるのかどうか、そこら辺の見通しはどうなんでしょうか。

○建設課長（内田 剛）

今回の補正予算に計上させていただきました経費につきましては、林道に関する災害工事は入ってございません。

まず、町道本村、向江浜線の1工区の部分、それから河川、向江浜側の河川工事、これの上流側の2工区に分けた上流側の2工区分が計上となっております。過去に令和5年度に林道の災害復旧工事の予算計上してございますが、当時、現在もなんですけれども、工事区間に入る経路が湯向周りで迂回しないと行けない状況でございまして、現実的に時間がかかり、それから現在噴火警戒レベルが2であるということで、災害箇所が林道については河口の直下であるということ踏まえて、今回ちょっと見送りしたところです。

以上です。

○9番（榎 光徳）

ありがとうございます。図面を見てしていないものですから、なかなか分かりにくいところもあるんですが、とにかくもうあそこの周辺は大災害ということで、道路、河川、相当やられたわけですがけれども、まあ当然、島民は一刻も早い復旧を望んでいるわけですがけれども、そこら辺の、あと今後の道路と河川の復旧状況、進捗状況、そこら辺を分かりやすいような図面に出してもらって、それを後でいいですので、示していただければと思うんですが、よろしいですか。

○町長（荒木耕治）

与太は立たないというのが現実です。あらましの予定で、今、噴火から10年たって全く進まない。これはもう噴火警戒レベルと睨み合いでやっていくから、1にならないと仕事できないんですよ今。そこをやらないと次に行けないんで、それやっているとレベル2になる、今2になってまた止まる、それで今また火山性地震が今度は古岳のほうがあるので、気象庁の話では近々3に上がるんじゃないかというのをしています。3に上がると3か月ぐらいはまだ下がりませんから、それで仕事を出してもなかなかずっと、ですからそういう状況でいったら、あと10年して終わるのかといったらなかなかそれは

難しいと思っています。ですから今私どもが県に相談をしようとするのは、レベル2になってもできる範囲をやらせてもらいたいというのは、今はもう2になるとやらないんですから。特に向江浜のところは駄目なんです。だからそういうのをやってもちょっとその噴火との警戒レベルとのあれがあるので、なかなか絵を描いてきちっと出せるというのは難しいと思います。

○議長（石田尾茂樹）

議員、よろしいですか。図面については要望ということで。ほかに質疑ありますか。

○15番（大角利成）

先ほど同僚議員から道路橋梁災害復旧工事の中で、麦生地区1,000万円ということは答弁がなされましたが、麦生地区の工事箇所、そして工事の内容等、分かる範囲で結構ですので、概略を教えていただけたらと思います。

○建設課参事（計屋正人）

建設課長から答弁がございましたが、町道の麦生循環2号支線に該当いたします。今回、道路橋梁の経費1,000万円と農業関係で1,200万円計上をしておりますが、約30mにわたって道路が崩壊をしている状況です。これにつきましては、3月13日の南部の大雨を受け、コンクリート部分とアスファルト部分の継ぎ目から水が侵入し、路床防流し、その下に畑かんの高圧のパイプが入っています。その畑かんのパイプに障害を与え、その高圧パイプが破損をして、約30mを押し流したというような内容となっております。道路の部分と畑かんの部分と別々に予算を計上し実施することになりますが、おおむね表層から90cmまでを道路のほうで対応し、90cm以下については畑かんの工事で実施をするという流れになろうかと思っております。現在、査定はまだいたしてございません。査定自体は6月の下旬になろうかと思っておりますが、査定前の事前着手協議を済ませておりますので、それを受けて、今回予算を計上し、査定前に工事を始めていくというような対応を取りたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（石田尾茂樹）

ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、ただいま議題になっております議案第39号は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略することについて採決します。

お諮りします。

議案第39号は、委員会の付託を省略することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹）

異議なしと認めます。したがって、議案第39号は、委員会の付託を省略することに決定しました。

これから、討論と採決を行います。

議案第39号、令和7年度屋久島町一般会計補正予算（第1号）について討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第39号、令和7年度屋久島町一般会計補正予算（第1号）についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

会議を閉じます。

令和7年第2回屋久島町議会臨時会を閉会します。

御苦労さまでした。

閉 会 午前10時41分

地方自治法第123条の規定により、ここに署名する。

屋久島町議会議長

屋久島町議会議員

屋久島町議会議員